

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会賛助会員規定

一般社団法人 葉酸と母子の健康を考える会定款 第6条・第7条・第8条・第9条・第10条及び第11条により次のように定める。

(会員の資格)

第1条 当法人の賛助会員の資格は、葉酸と母子の健康を考える会の事業に賛同する個人及び団体とする。

(入会の申込)

第2条 当法人の賛助会員になろうとする者は、正会員の推薦を得た上で、賛助会員入会申込書により申込をし、代表理事の承認を受けて入会するものとする。

(変更の届出)

第3条 前条の賛助会員入会申込書の記載事項について、会員の住所、社名、代表者名など記載事項に変更を生じた場合は、賛助会員変更届を遅滞なく当法人に届けなければならない。

(会費)

第4条 賛助会員は、年会費として10万円/口を2口以上（口数の上限は制限しない）原則前納するものとする。

2 新たに入会した賛助会員のその年度の会費は、入会の月に拘わらず年額全額とする。

(退会)

第5条 賛助会員が当法人を退会しようとするときは、賛助退会届を代表理事に提出しなければならない。

2 退会にあたり、会費の未納がある場合はこれを完納しなければならない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 団体の場合、その団体が解散したとき。
- (2) 個人の場合、本人が死亡したとき。
- (3) 会費を3年以上納入しないとき。

(権利)

第7条 賛助会員は、推奨マーク使用料として、年50万円を会に支払うことにより、別途「推奨マーク承認規定」の定める葉酸と母子の健康を考える会の推奨マークを使用することができる。

(会員譲渡の禁止)

第8条 会員として有する権利を名義変更などにより第三者に譲渡することはできないものとする。

(報告)

第9条 新規賛助会員については、役員会及び社員総会にて報告するものとする。

(雑則)

第10条 本規定の変更は役員会の承認を得なければならない。

附 則

本規定は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

本規定は、平成23年5月17日一部を改正し施行する。